

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案

○議案

番号	名称	概要
第1号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件	<ul style="list-style-type: none"> ○工業用水道事業における、基本料金、超過料金及び使用料金並びに保証金の単価を改定する。 ○基本使用水量の減量などに係る負担金の算出方法について、必要な事項を定める。 ○施行期日 令和3年1月1日
第2号議案	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金 9,826,321,929円のうち、1,791,804,727円を減債積立金、152,688,625円を水道事業統合促進積立金、1,700,000,000円を令和元年度特別利益積立金として積み立て、6,181,828,577円を資本金に組み入れる ・市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金 4,933,916,609円のうち、1,442,114,677円を減債積立金、586,802,064円を建設改良積立金、10,131,431円を利益積立金として積み立て、2,894,868,437円を資本金に組み入れる ことについて議決を求めるもの。
第3号議案	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金6,107,275,115円のうち1,672,150,420円を減債積立金として積み立て、4,435,124,695円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。

○報告

番号	名称	概要
第1号報告	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の水道事業会計の決算について報告する。
第2号報告	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。
第3号報告	令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし。 ・経営健全化基準 20%
第4号報告	債権放棄報告の件	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和元年度に放棄した債権について報告する。

工業用水道事業における料金改定等について（案）

1 工業用水道事業の現状

(1) 料金制度

- ・工業用水道事業者は、受水事業所との基本使用水量（以下「契約水量」）を前提に施設規模を決定し、工業用水道施設を建設しているため、全国の多くの事業者は、建設投下資金を含めて事業運営に必要な経費を料金で回収する必要があることから、受水事業所が実際に使用した実給水量ではなく、契約水量に基づき料金を回収する「責任水量制」を採用している。
- ・当企業団の料金制度は、受水事業所からの要望に応えるため、平成 21 年度にそれまでの単一料金による責任水量制から、契約水量に応じた基本料金と使用水量に応じた使用料金を徴収する二部料金制へ制度変更を行った。
※ 二部料金制の導入 243 事業中 31 事業（平成 30 年 4 月 1 日時点）

(2) 経営戦略 2020-2029

- ・平成 28 年度料金改定以降も、毎年度約 20 億円の黒字を計上していることから、令和 2 年度からの経営戦略 2020-2029 において、料金改定の実施と契約水量のあり方の検討を行うこと、施設や管路についてのダウンサイジングによる更新計画などを決定。

2 契約水量における課題

(1) 実給水率の低下

- ・平成 30 年度実績で実給水率 55.9%（全国平均 72.0%）、令和元年度実績で 427 社中 248 社が 50%未満。
※実給水率＝実際の使用水量÷契約水量×100
- ・実給水率が低い大口受水事業所（契約水量が日量 1 万 m³以上）からの契約水量の減量要望に対処せず、当該事業所が事業を廃止・撤退した場合には、経営基盤に大きな影響を与える。

(2) 今後の施設規模と契約水量の整合性

- ・経営戦略 2020-2029 における施設更新は、実給水量（日最大）ベースで 32 万 m³/日としているが、現在の契約水量 46 万 m³/日との間には差が生じている。

(3) 減量実施による料金収入の減少が経営にマイナス

- ・これまでの減量は、水利権の減価償却終了などの費用の減少を見込んで実施してきたが、今後は、大幅な費用の減少が見込めない一方、更新事業による企業債利息や減価償却費の増加が想定されるため、減量の実施による料金収入の減少が、直接経営に影響を与える。

3 契約水量の減量及び料金改定の実施

◆ 考え方

- ・ 実給水率の改善を図るため、契約水量の減量を実施するとともに、減量実施後の経営の安定化を図りつつ、減量を希望しない受水事業所の負担を軽減するため、**現行の負担金に加えて、特別減量負担金の負担を求める。**
- ・ **料金値下げを実施**し、全受水事業所の負担軽減を図る。

(1) 新たな減量制度の創設（令和3年10月実施）

① 減量規模 8万m³/日（令和3年度、令和8年度に各4万m³/日実施）

② 特別減量負担金の新設 減量水量×（基本料金×5年間）※

※ 57,122円/m³（31.3円×365日×5年）

〈減量にかかる負担金（イメージ図）〉

現行の減量負担金	新たな減量負担金
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の一部に対する負担金</p> <p>22,537円/m³</p> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-right: 10px;"> <p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の一部に対する負担金</p> <p>22,537円/m³</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p>【新設】 特別減量負担金</p> <p>急激な料金値上げを抑制するための負担金</p> <p>57,122円/m³</p> </div> </div>
<p>〈契約水量を1,000m³/日減量する場合〉</p> <p>1,000m³×22,537円=22,537千円</p>	<p>〈契約水量を1,000m³/日減量する場合〉</p> <p>1,000m³×（22,537円+57,122円）=79,659千円</p>

※ 現行減量負担金は、令和3年度の減量実施時における見込単価
 なお、令和8年度の減量実施時は、令和7年度末企業債残高を基に単価を算定

③ 減量の実施方法

● 『一括減量』と『分割減量（3年間を限度とする段階的な減量）』の選択制を導入

- ・減量総量の各年毎の割振りは、受水事業所が任意に設定
- ・減量する水量に応じ、従来の負担金及び特別減量負担金を各年毎に分割して支払い

● 実給水率 10%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分

- ・平成 29 年度から令和元年度までの3ヵ年平均で、実給水率が 10%未満の受水事業所について、10%となる契約水量までは優先的に減量枠を配分

(2) 料金改定の実施

(1)の新たな減量制度の実施を前提に、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までを料金算定期間とし、総括原価方式により料金算定（算定期間中の収支は均衡）を行い、下記のとおり改定する。

● 料金改定案（令和3年1月実施）

	現行	改定案	減額
基本料金	32.4 円	31.3 円	(▲1.1 円)
使用料金	10.4 円	8.8 円	(▲1.6 円)
超過料金	85.6 円	80.2 円	(▲5.4 円)

<参考> 料金改定案による受水事業所の負担軽減（基本使用水量 1,000 m³/日あたり）

平均実給水率	現行料金 A	改定案料金 B	影響額 B - A = C	値下げ率 C / A
55.9%	38,213 円	36,219 円	▲ 1,994 円	▲5.2%

4 スケジュール

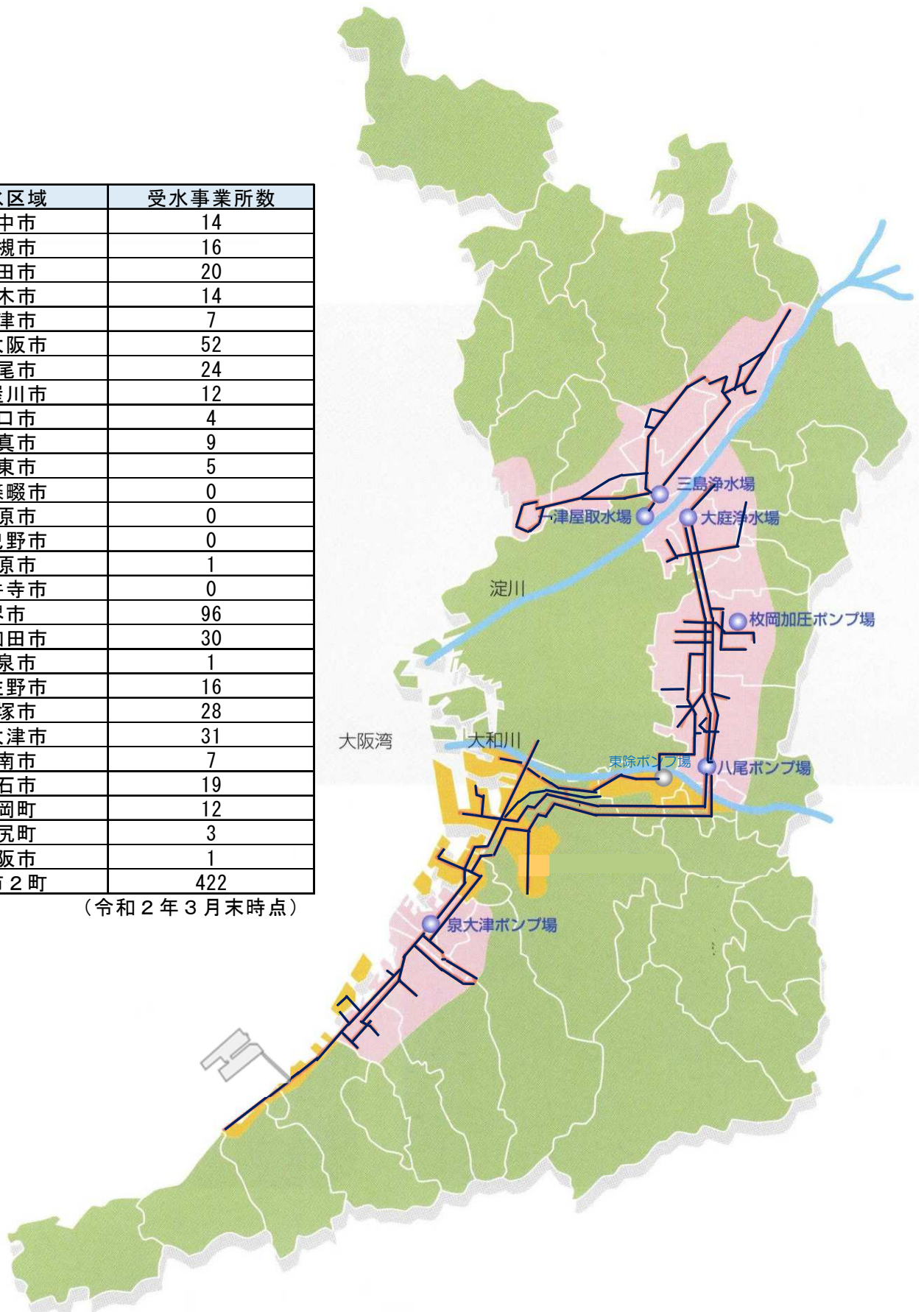
令和2年7月	受水事業所への説明・意見交換（計8回）
8月	料金改定・減量制度（案）策定
9月	受水事業所への説明（計6回） 経営・事業等評価委員会
10月	首長会議
11月	企業団議会 11月定例会（条例改正）
令和3年1月	料金改定（使用料金の値下げ）
4月	契約水量減量手続き
～9月	負担金納入
10月	契約水量減量実施

* 減量の分割を希望する受水事業所は、令和4年及び令和5年の各年の9月に負担金納入、10月に契約水量減量実施。

大阪広域水道企業団 工業用水道事業給水区域図

給水区域	受水事業所数
豊中市	14
高槻市	16
吹田市	20
茨木市	14
摂津市	7
東大阪市	52
八尾市	24
寝屋川市	12
守口市	4
門真市	9
大東市	5
四條畷市	0
松原市	0
羽曳野市	0
柏原市	1
藤井寺市	0
堺市	96
岸和田市	30
和泉市	1
泉佐野市	16
貝塚市	28
泉大津市	31
泉南市	7
高石市	19
忠岡町	12
田尻町	3
大阪市	1
25市2町	422

(令和2年3月末時点)



工業用水道事業における料金改定等について（案）
（参考資料）

企業団の料金制度について

二部料金制

基本料金

固定費部分
〔減価償却費、支払利息等〕

契約水量に基づき料金を徴収

使用料金

変動費部分
〔動力費、薬品費〕

使用水量に応じて料金を徴収

<料金算定例>

- ・契約水量 20,000 m³/日
- ・使用水量 180,000 m³/月

の受水事業所における1月分（30日）の工業用水道料金

$$\begin{aligned} 1 \text{ 基本料金} &= \text{契約水量} \times \text{基本料金} \times 30\text{日} \\ &= 20,000 \times 32.4\text{円} \times 30\text{日} \\ &= 19,440,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2 \text{ 使用料金} &= \text{使用水量} \times \text{使用料金} \\ &= 180,000 \times 10.4\text{円} \\ &= 1,872,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \underline{\text{1ヶ月の料金}} &= 1 + 2 \\ &= 19,440,000\text{円} + 1,872,000\text{円} \\ &= \underline{\underline{21,312,000\text{円（税抜）}}} \end{aligned}$$

大阪広域水道企業団 経営戦略2020-2029

施策の方向性④ さらなる経営改革に取り組み、持続可能な経営基盤を構築します

【持続】

1. 事業運営の効率化

取組方針

- ◆ 効率的な事業運営に努め、経営基盤を強化する。
- ◆ 安定給水と健全経営を維持しつつ、適正な料金水準・制度を追求する。

(3) 適正な料金水準の検討 アクション4-3

健全経営を維持しつつ、適正な料金水準・制度を追求する。

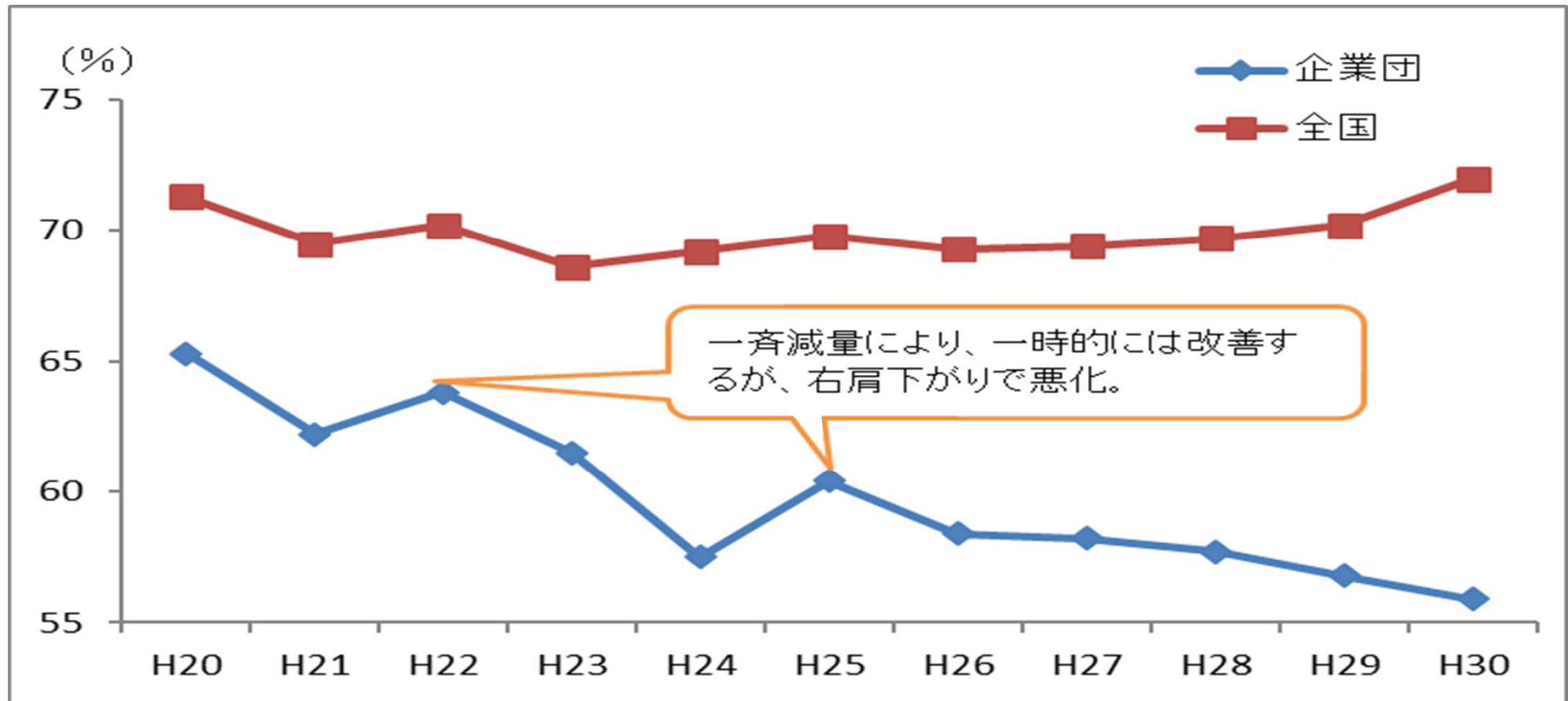
【工業用水道事業】

直近の経営状況を踏まえ、適正な料金水準や料金制度の検討を行い、料金改定を実施する。
また、受水事業所の工業用水の使用状況などを勘案し、基本使用水量のあり方についての検討を行う。

アクション4-3		適正な料金水準の検討				
内 容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 11
③【工業用水道事業】 料金改定の実施及び基本使用水量のあり方の検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 料金改定及び検討結果の反映 </div>					



実給水率の推移



※グラフ中の実給水率については、一日平均配水量 (m³) を年度末の契約水量 (m³/日) で除して算出。
(数値は、地方公営企業年鑑 (総務省) より)

令和元年度の契約水量等

実給水率	事業所数	契約水量 (m ³ /日)	基本水量 (m ³ /年)	実使用水量 (m ³ /年)	給水料金	
					年間 (百万円)	m ³ 当たり (円)
70%以上	97	183,300	67,079,260	57,949,046	3,042	52.5
60%以上70%未満	37	41,797	15,295,452	10,284,917	613	59.6
50%以上60%未満	45	48,013	17,569,086	9,306,809	671	72.1
40%以上50%未満	62	33,936	12,420,576	5,702,885	468	82.1
30%以上40%未満	36	11,862	4,323,742	1,457,814	158	108.4
20%以上30%未満	54	44,114	16,145,724	3,788,114	565	149.2
10%以上20%未満	55	62,555	22,749,875	3,328,161	772	232.0
10%未満	41	34,421	12,465,561	489,460	409	836.0
合計	427	459,998	168,049,276	92,307,206	6,699	72.6

減量・廃止負担金制度

受水事業所の移転・撤退による工業用水の廃止や契約水量の減量は、事業運営に大きな影響を与えるため、廃止等による料金収入の減少分が他の受水事業所の負担とならないよう、平成21年度に減量・廃止負担金制度を創設しました。
ただし、契約水量の減量時期や総量については企業長が定めるものとしており、常時受け付けているものではありません。

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程 第20条

- 1 減量負担金 = 減量する契約水量 × 負担金単価
- 2 廃止負担金 = (契約水量 - 100 m³) × 負担金単価

<負担金単価>

決算書の企業債明細書の未償還残高 ÷ 廃止前の大阪府水道企業条例に定める1日最大給水量に相当する水量

令和3年6月1日～令和4年5月31日の負担金単価（見込） = 18,029,962,000円 ÷ 800,000 m³ = 22,537円/m³
※毎年6月1日に改定

<直近の減量実績（平成25年度）>

対象	減量募集水量 (m ³ /日)	減量希望水量 (m ³ /日)	減量実施水量 (m ³ /日)	減量実施 事業所数
全受水事業所	30,000	135,576	29,717	72/443

新たな減量負担金制度（案）の創設

現行の減量負担金制度	新たな減量負担金制度（案）
<p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の一部 に対する負担金</p> <p>(22,537円/m³)</p>	<p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の一部 に対する負担金</p> <p>(22,537円/m³)</p> <p style="font-size: 2em; color: blue;">+</p> <p>【新設】 特別減量負担金</p> <p>急激な料金値上げを抑制 するための負担金 (基本料金5年間相当)</p> <p>(57,122円/m³)</p>
<p><契約水量を1,000m³/日減量する場合の負担金></p> <p>1,000m³ × 22,537円 = 22,537千円</p>	<p><契約水量を1,000m³/日減量する場合の負担金></p> <p>1,000m³ × (22,537円+57,122円) = 79,659千円</p>

● **現行の減量負担金（投下資本の一部に対する負担金）**

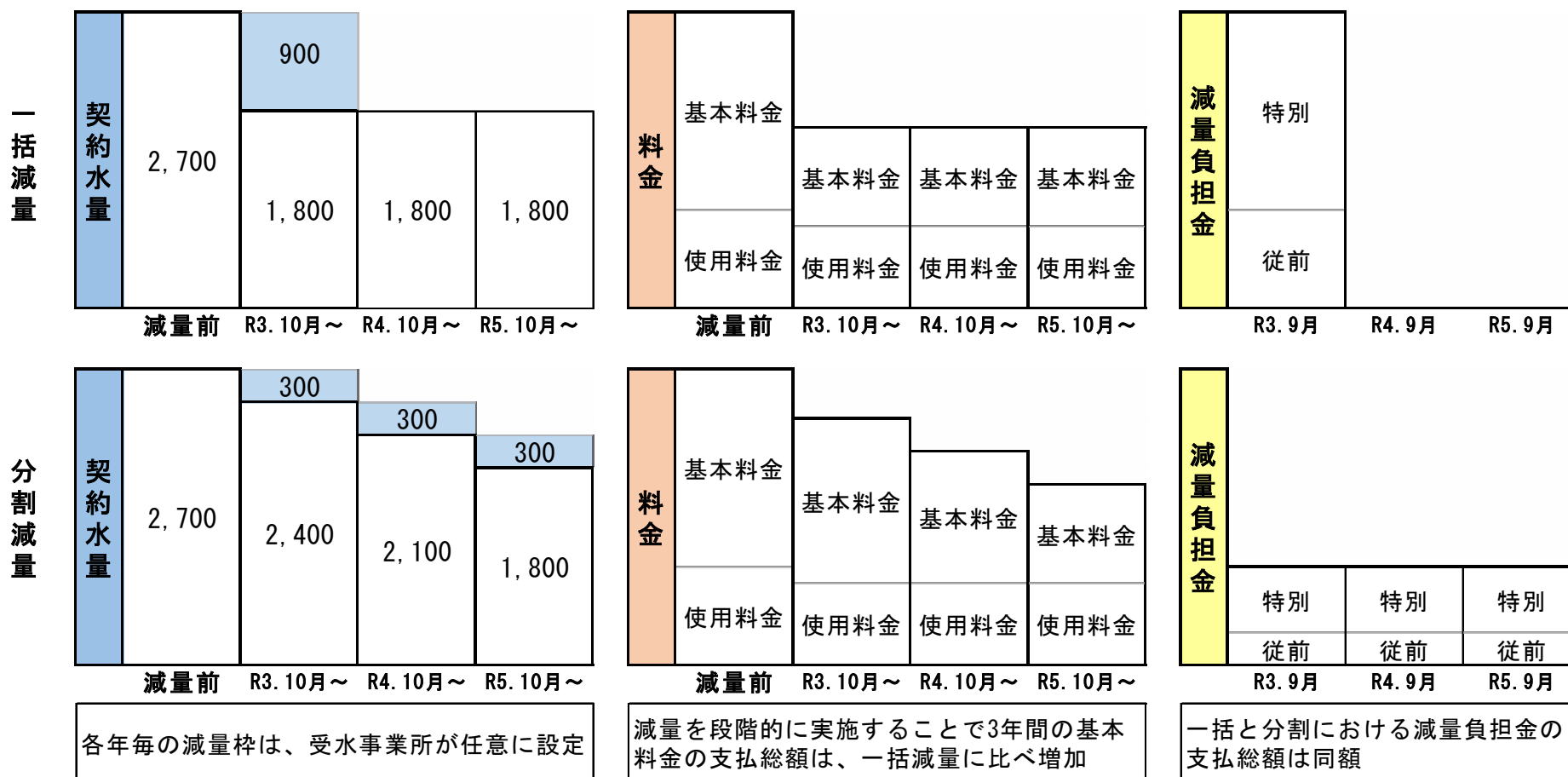
- 契約水量の減量は経営に与える影響が大きいことから、従前より原則認めていません。これまで実施してきた一斉減量は、経営に大きく影響しない範囲で減量枠を設けて行ったものです。
- 建設改良工事の財源としての企業債は、将来にわたって受水事業所の料金収入によって償還していくことを前提に発行しており、減量する水量に応じて企業債の未償還残高の一部をご負担いただくものです。

● **新設の特別減量負担金（急激な料金値上げを抑制するための負担金）**

- 今後、更新事業等による費用の増加を見込んでいるため、契約水量の減量（料金収入の減少）は損益の悪化につながり、料金単価の引上げによる事業所の負担増加を招くこととなります。
- 減量による受水事業所の急激な負担増加を抑制することを目的に、一定期間の基本料金相当額（5年間相当）を減量する水量に応じてご負担いただくものです。

『一括減量』と『分割減量』の選択制を導入

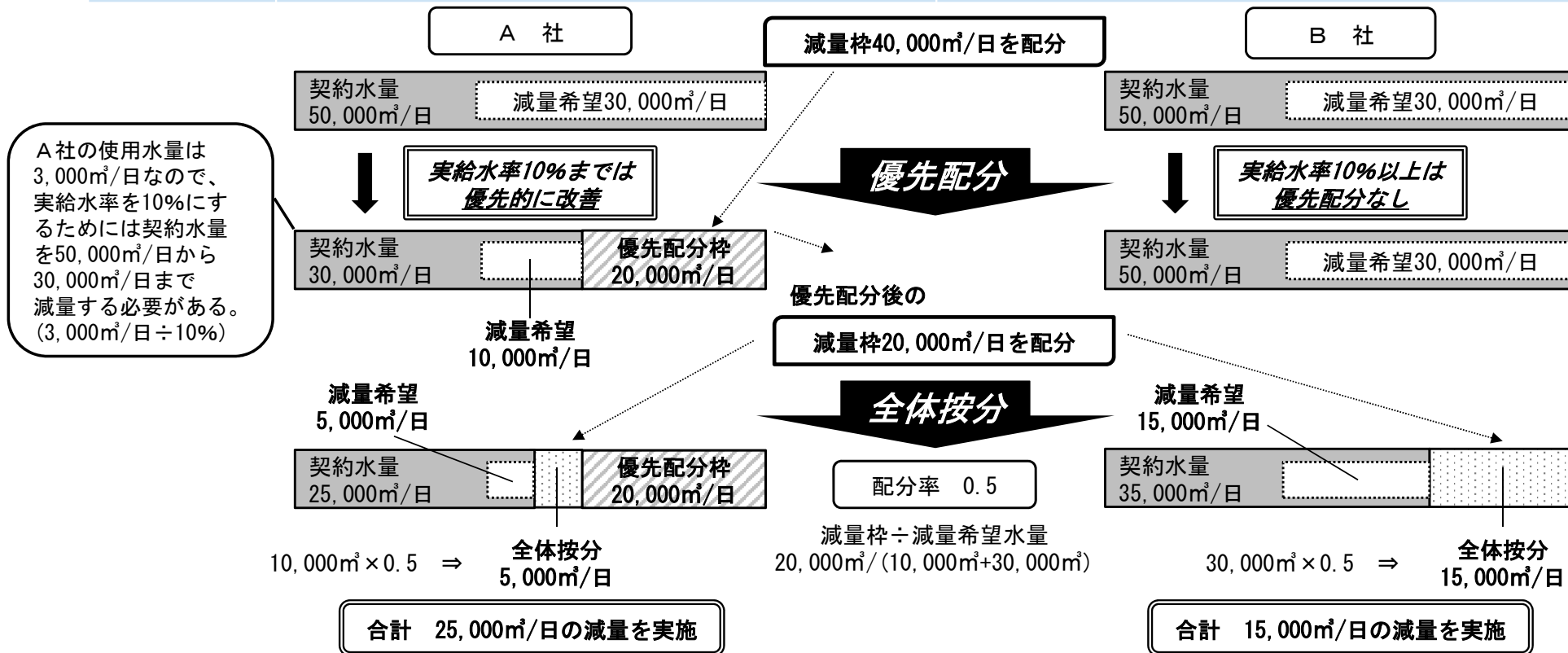
＜契約水量を900m³/日減量する場合のイメージ図＞



実給水率10%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分

＜受水事業所2社から減量希望があった場合（イメージ図）＞

	A社	B社
契約水量	50,000m ³ /日	50,000m ³ /日
使用水量	3,000m ³ /日（実給水率6%）	10,000m ³ /日（実給水率20%）
減量希望水量	30,000m ³ /日	30,000m ³ /日



減量シミュレーター Ver.3

事業所名

※黄色のセルに入力してください。概算金額の算定にご活用ください。

項目		現在の状況	備考
現 行 料 金	契約水量 (m ³ /日)	2,700m ³ /日	
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日	
	実給水率 (使用水量/契約水量)	55.9%	
	基本料金 (年間) (税込)	35,123,220円	32.4円 現行料金
	使用料金 (年間) (税込)	6,300,980円	10.4円 現行料金
	料 金 合 計	41,424,200円	

減量希望水量 (m ³ /日) 合計	900m ³ /日	うち	1年目	2年目	3年目
		分割希望水量			

確認欄

OK

※ 分割を希望されるときは、1年目から3年目までの欄に各年に減量を希望する水量を入力してください。

項目		一括払の場合	分割払の場合			備考
			1年目	2年目	3年目以降	
減 量 後 料 金	減量後契約水量 (m ³ /日)	1,800m ³ /日				
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日				
	実給水率 (使用水量/契約水量)	83.8%				
	基本料金 (年間) (税込)	22,620,510円				31.3円 料金改定予定単価
	使用料金 (年間) (税込)	5,331,598円				8.8円 料金改定予定単価
	料 金 合 計	27,952,108円				

項目		一括払の場合	分割払の場合			備考
			1年目	2年目	3年目	
負 担 金	減量負担金	20,283,300円	円	円	円	22,537円 令和3年度見込単価 (毎年6月1日に改定)
	特別減量負担金	51,410,250円	円	円	円	31.3円 料金改定予定単価
	負 担 金 合 計	71,693,550円	円	円	円	
負担金回収年数		5.3年				
負担金回収月数		64か月				

減量シミュレーター Ver.3

事業所名

※黄色のセルに入力してください。概算金額の算定にご活用ください。

項目	現在の状況	備考	
現 行 料 金	契約水量 (m ³ /日)	2,700m ³ /日	
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日	
	実給水率 (使用水量/契約水量)	55.9%	
	基本料金 (年間) (税込)	35,123,220円	32.4円 現行料金
	使用料金 (年間) (税込)	6,300,980円	10.4円 現行料金
	料 金 合 計	41,424,200円	

減量希望水量 (m ³ /日) 合計	900m ³ /日	うち 分割希望水量	1年目	2年目	3年目
			500m ³ /日	400m ³ /日	0m ³ /日

確認欄

OK

※ 分割を希望されるときは、1年目から3年目までの欄に各年に減量を希望する水量を入力してください。

項目	一括払の場合	分割払の場合			備考	
		1年目	2年目	3年目以降		
減 量 後 料 金	減量後契約水量 (m ³ /日)	1,800m ³ /日	2,200m ³ /日	1,800m ³ /日	1,800m ³ /日	
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	
	実給水率 (使用水量/契約水量)	83.8%	68.6%	83.8%	83.8%	
	基本料金 (年間) (税込)	22,620,510円	27,647,290円	22,620,510円	22,620,510円	31.3円 料金改定予定単価
	使用料金 (年間) (税込)	5,331,598円	5,331,598円	5,331,598円	5,331,598円	8.8円 料金改定予定単価
	料 金 合 計	27,952,108円	32,978,888円	27,952,108円	27,952,108円	

項目	一括払の場合	分割払の場合			備考	
		1年目	2年目	3年目		
負 担 金	減量負担金	20,283,300円	11,268,500円	9,014,800円	円	22,537円 令和3年度見込単価 (毎年6月1日に改定)
	特別減量負担金	51,410,250円	28,561,250円	22,849,000円	円	31.3円 料金改定予定単価
	負 担 金 合 計	71,693,550円	39,829,750円	31,863,800円	円	
					71,693,550円	
負担金回収年数	5.3年				5.7年	
負担金回収月数	64か月				68か月	

減量シミュレーター Ver.3

事業所名

※黄色のセルに入力してください。概算金額の算定にご活用ください。

項目	現在の状況	備考	
現 行 料 金	契約水量 (m ³ /日)	2,700m ³ /日	
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日	
	実給水率 (使用水量/契約水量)	55.9%	
	基本料金 (年間) (税込)	35,123,220円	32.4円 現行料金
	使用料金 (年間) (税込)	6,300,980円	10.4円 現行料金
	料 金 合 計	41,424,200円	

減量希望水量 (m ³ /日) 合計	900m ³ /日	うち 分割希望水量	1年目	2年目	3年目
			300m ³ /日	300m ³ /日	300m ³ /日

確認欄

OK

※ 分割を希望されるときは、1年目から3年目までの欄に各年に減量を希望する水量を入力してください。

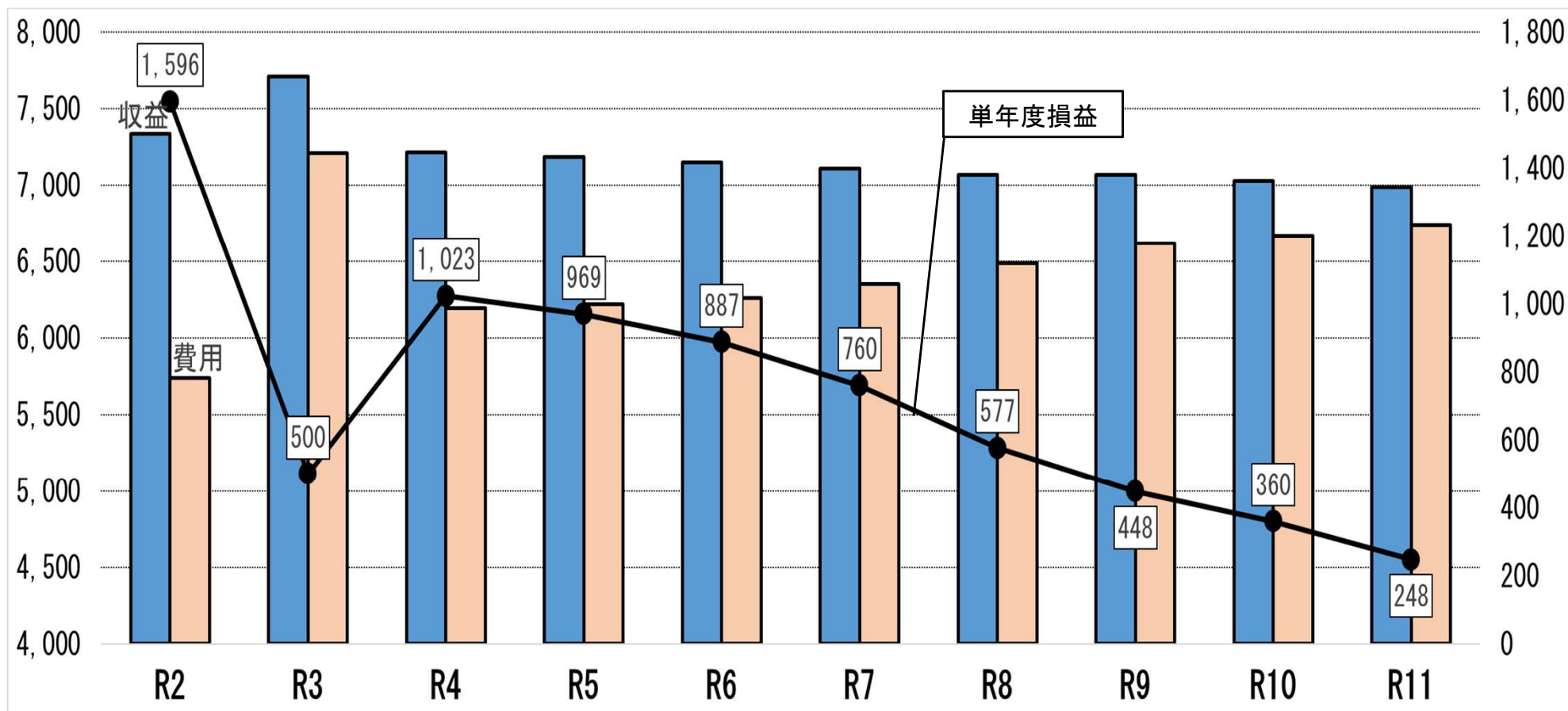
項目	一括払の場合	分割払の場合			備考	
		1年目	2年目	3年目以降		
減 量 後 料 金	減量後契約水量 (m ³ /日)	1,800m ³ /日	2,400m ³ /日	2,100m ³ /日	1,800m ³ /日	
	使用水量 (日平均/m ³)	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	1,509m ³ /日	
	実給水率 (使用水量/契約水量)	83.8%	62.9%	71.9%	83.8%	
	基本料金 (年間) (税込)	22,620,510円	30,160,680円	26,390,595円	22,620,510円	31.3円 料金改定予定単価
	使用料金 (年間) (税込)	5,331,598円	5,331,598円	5,331,598円	5,331,598円	8.8円 料金改定予定単価
	料 金 合 計	27,952,108円	35,492,278円	31,722,193円	27,952,108円	

項目	一括払の場合	分割払の場合			備考	
		1年目	2年目	3年目		
負 担 金	減量負担金	20,283,300円	6,761,100円	6,761,100円	6,761,100円	22,537円 令和3年度見込単価 (毎年6月1日に改定)
	特別減量負担金	51,410,250円	17,136,750円	17,136,750円	17,136,750円	31.3円 料金改定予定単価
	負 担 金 合 計	71,693,550円	23,897,850円	23,897,850円	23,897,850円	71,693,550円
負担金回収年数	5.3年				6.2年	
負担金回収月数	64か月				74か月	

経営戦略2020-2029の収支と単年度損益の見込

(令和2年度から令和11年度)

(単位：百万円)



◎工業用水道事業の将来収支見込み(経営戦略2020-2029)

○損益収支

(単位:百万円)

年 度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
収 益 計(A)	7,333	7,710	7,214	7,185	7,147	7,108	7,065	7,065	7,027	6,988	
費 用 計(B)	5,737	7,210	6,191	6,216	6,260	6,348	6,488	6,617	6,667	6,740	
費用内訳	維持管理費	3,237	3,585	3,320	3,326	3,321	3,371	3,343	3,366	3,365	3,380
	減価償却費等	2,241	3,361	2,582	2,593	2,639	2,659	2,791	2,889	2,936	2,981
	支払利息等	259	264	288	297	299	318	353	362	367	379
単年度損益(A-B)	1,596	500	1,023	969	887	760	577	448	360	248	
有収水量(百万㎡)	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169	
供給単価(円/㎡)	39	39	39	39	39	38	38	38	38	38	
給水原価(円/㎡)	29	36	33	33	33	34	35	36	36	37	

○資金残高

単年度資金残額	△ 1,580	△ 2,935	△ 750	△ 33	148	△ 1,749	△ 282	81	△ 295	93
資金残高累計	9,664	6,729	5,979	5,947	6,095	4,346	4,065	4,145	3,851	3,943
資金所要額	8,537	4,982	3,631	4,161	6,085	3,525	2,911	3,416	2,861	3,924

○事業費

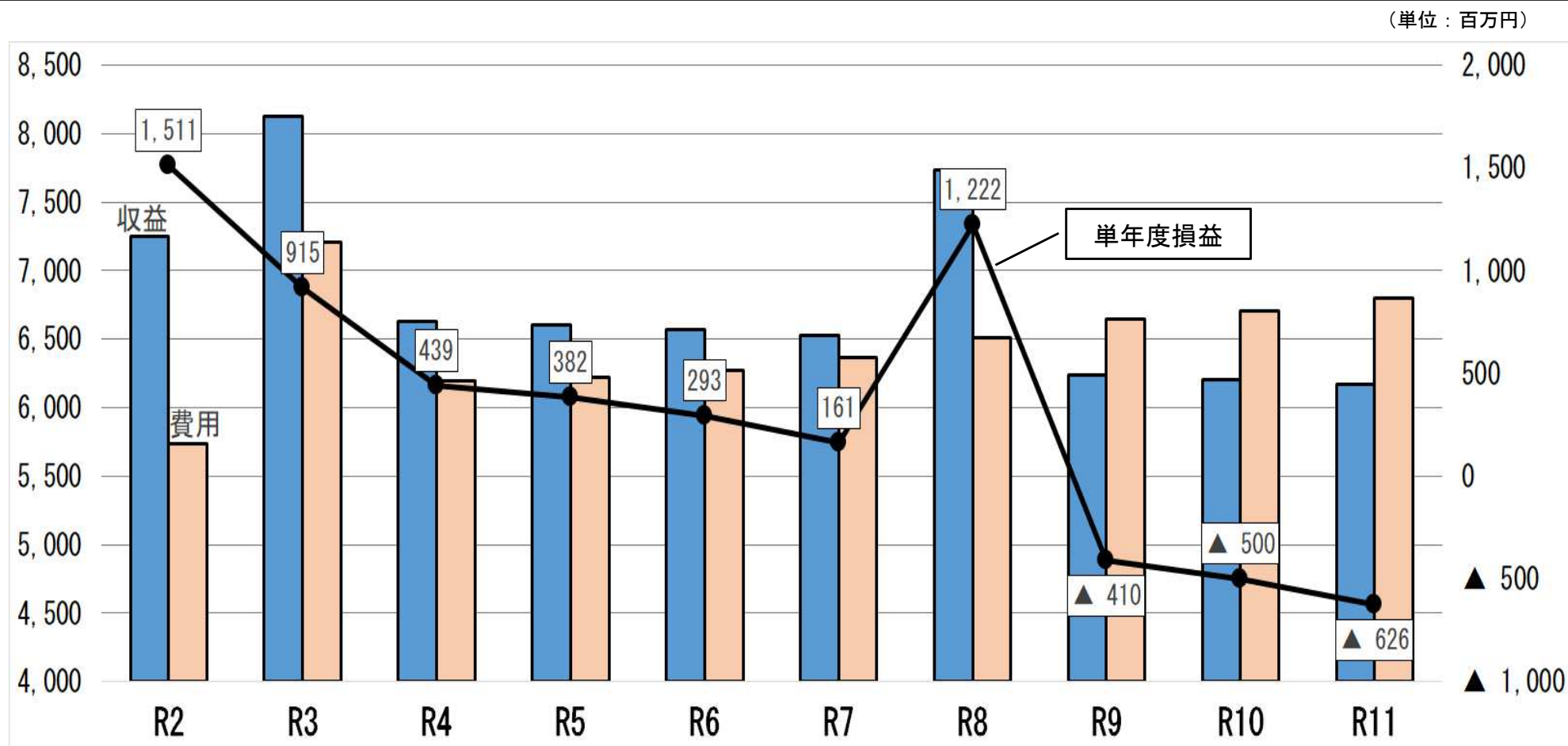
建設改良事業費	9,044	11,369	6,185	4,200	4,943	7,650	3,932	3,042	3,782	3,021
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	4,500	5,600	3,000	2,000	2,900	3,600	1,800	1,400	1,700	1,400
自己資金	4,544	5,769	3,185	2,200	2,043	4,050	2,132	1,642	2,082	1,621
企業債の占める割合	50%	49%	49%	48%	59%	47%	46%	46%	45%	46%

○企業債残高

既発行分企業債残高	13,994	17,430	21,872	23,568	24,186	25,684	27,824	28,079	27,916	28,078
企業債発行額	4,500	5,600	3,000	2,000	2,900	3,600	1,800	1,400	1,700	1,400
企業債償還金	1,064	1,158	1,304	1,382	1,402	1,460	1,544	1,564	1,538	1,494
年度末企業債残高	17,430	21,872	23,568	24,186	25,684	27,824	28,079	27,916	28,078	27,985
企業債残高/給水収益	266.3%	334.7%	361.8%	371.0%	395.5%	429.1%	434.5%	431.6%	435.9%	435.8%

契約水量の減量及び料金改定実施後の収支と単年度損益の見込

(令和2年度から令和11年度)



※ R3年1月 料金値下げ
 R3年10月 減量4万m³/日実施 (減量負担金 876百万円。特別減量負担金2,285百万円 (10年間で収益化))
 R8年4月 減量4万m³/日実施 (減量負担金1,496百万円。特別減量負担金2,285百万円 (10年間で収益化))

◎工業用水道事業の将来収支見込み(減量及び料金改定実施 最終案)

○損益収支

(単位:百万円)

年 度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
収 益 計(A)	7,249	8,126	6,631	6,602	6,567	6,529	7,736	6,239	6,205	6,170
費 用 計(B)	5,738	7,211	6,192	6,220	6,274	6,369	6,514	6,648	6,705	6,796
費用内訳	維持管理費	3,237	3,585	3,320	3,326	3,371	3,343	3,367	3,365	3,380
	減価償却費等	2,241	3,361	2,582	2,593	2,639	2,791	2,889	2,936	2,981
	支払利息等	259	265	289	300	313	339	380	393	405
単年度損益(A-B)	1,511	915	439	382	293	161	1,222	△ 410	△ 500	△ 626
有収水量(百万㎡)	169	161	154	154	154	154	139	139	139	139
供給単価(円/㎡)	38	37	37	37	37	37	37	37	37	37
給水原価(円/㎡)	29	38	36	36	37	37	43	44	44	45

○資金残高

単年度資金残額	△ 1,565	△ 2,424	△ 1,140	269	18	△ 1,999	601	△ 447	△ 335	△ 185
資金残高累計	9,679	7,256	6,116	6,385	6,402	4,404	5,005	4,558	4,223	4,038
資金所要額	8,539	4,985	3,637	4,180	6,110	3,556	2,946	3,457	2,914	3,986

○事業費

建設改良事業費	9,044	11,369	6,185	4,200	4,943	7,650	3,932	3,042	3,782	3,021
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	4,600	5,700	3,200	2,900	3,400	4,000	2,100	1,800	2,600	2,100
自己資金	4,444	5,669	2,985	1,300	1,543	3,650	1,832	1,242	1,182	921
企業債の占める割合	51%	50%	52%	69%	69%	52%	53%	59%	69%	70%

○企業債残高

既発行分企業債残高	13,994	17,530	22,069	23,959	25,465	27,426	29,915	30,409	30,575	31,556
企業債発行額	4,600	5,700	3,200	2,900	3,400	4,000	2,100	1,800	2,600	2,100
企業債償還金	1,064	1,161	1,310	1,394	1,439	1,511	1,606	1,634	1,619	1,598
年度末企業債残高	17,530	22,069	23,959	25,465	27,426	29,915	30,409	30,575	31,556	32,058
企業債残高/給水収益	271.3%	370.3%	420.1%	446.1%	482.4%	527.0%	586.9%	589.7%	611.1%	622.9%

令和元年度 剰余金処分案の一覧

(単位 円)

1. 水道事業会計

	水道用水供給事業
資本金	6,181,828,577
減債積立金	1,791,804,727
水道事業統合促進積立金	152,688,625
令和元年度特別利益積立金	1,700,000,000
計	9,826,321,929
(処分後未処分利益残高)	1,700,000,000

	泉南水道事業	四條畷水道事業	阪南水道事業	豊能水道事業
資本金	243,918,766	282,525,131	1,766,369,683	-
減債積立金	659,313,534	90,843,025	263,806,119	-
建設改良積立金	-	-	145,335,000	-
利益積立金	-	-	-	10,131,431
計	903,232,300	373,368,156	2,175,510,802	10,131,431
(処分後未処分利益残高)	67,000,000	-	-	-

	忠岡水道事業	田尻水道事業	岬水道事業	太子水道事業
資本金	18,066,093	57,170,788	453,003,151	63,419,076
減債積立金	94,541,093	5,983,692	207,391,710	109,000,000
建設改良積立金	168,594,982	130,657,473	-	142,214,609
利益積立金	-	-	-	-
計	281,202,168	193,811,953	660,394,861	314,633,685
(処分後未処分利益残高)	-	-	-	-

	千早赤阪水道事業	計(市町村域水道事業)
資本金	10,395,749	2,894,868,437
減債積立金	11,235,504	1,442,114,677
建設改良積立金	-	586,802,064
利益積立金	-	10,131,431
計	21,631,253	4,933,916,609
(処分後未処分利益残高)	-	67,000,000

2. 工業用水道事業会計

	工業用水道事業
資本金	4,435,124,695
減債積立金	1,672,150,420
計	6,107,275,115
(処分後未処分利益残高)	-

令和2年

第3回大阪広域水道企業団議会

(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第3号議案)

(第1号報告～第4号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ 4
第 3 号議案	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・ 5
第 1 号報告	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・ 6
第 2 号報告	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・ 7
第 3 号報告	令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・ 8
第 4 号報告	債権放棄報告の件・・・・・・・・・・ 9

第 1 号議案

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>31円30銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>80円20銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>8円80銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(負担金)</p> <p>第23条 第7条第2項において準用する第</p>	<p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(負担金)</p> <p>第23条 <u>使用者は、</u>第7条第2項において</p>

7条第1項の規定により減量後の基本使用水量を定めたとき又は工業用水道の使用を廃止したとき若しくは第29条の規定により給水施設を切断したときは、使用者は、企業長が定める期限までに、次項又は第3項に定める額の負担金を納付しなければならない。

2. 減量後の基本使用水量を定めたときに使用者が納付すべき負担金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 減量後の基本使用水量を定めた日の前年度末時点の企業債の未償還残高を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、減量する水量を乗じて得た額

(2) 第20条第1号に規定する基本料金のうち減量する水量分に相当する金額の5年分（^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、1年は365日として計算する。）の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3. 工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定により給水施設を切断したときに使用者が納付すべき負担金の額は、前項第1号の規定を準用して算定する。この場合において、同号中「減量後の基本使用水量を定めた日」とあるのは「工業用水道の使用の廃止を決定した日又は切断工事が完了した日」と、「減量する水量」とあるのは「基本使用水量から100立方メートル（基本使用水量が100立方メートル以下の場合は、当該基本使用水量）を減じた水量」と読み替えるものとする。

（保証金）

第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき40円10銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。

準用する第6条の規定により基本使用水量を減ずるための同条の申込みをしたとき若しくは工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定による給水施設の切断をされたときは、企業長が定める期限までに企業長が定める額の負担金を納付しなければならない。

（保証金）

第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき42円80銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

第 2 号議案

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和元年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	170,123,546,709	4,203,498,026	11,526,321,929
議会の議決による処分数額	6,181,828,577	0	△ 9,826,321,929
減債積立金への積立	0	0	△ 1,791,804,727
水道事業統合促進積立金への積立	0	0	△ 152,688,625
令和元年度特別利益積立金への積立	0	0	△ 1,700,000,000
資本金への組入	6,181,828,577	0	△ 6,181,828,577
処分後残高	176,305,375,286	4,203,498,026	(繰越利益剰余金) 1,700,000,000

令和元年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,787,041,343	3,934,769,743	5,000,916,609
議会の議決による処分数額	2,894,868,437	0	△ 4,933,916,609
減債積立金への積立	0	0	△ 1,442,114,677
利益積立金への積立	0	0	△ 10,131,431
建設改良積立金への積立	0	0	△ 586,802,064
資本金への組入	2,894,868,437	0	△ 2,894,868,437
処分後残高	11,681,909,780	3,934,769,743	(繰越利益剰余金) 67,000,000

第3号議案

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	38,757,625,640	658,706,607	6,107,275,115
議会の議決による処分数額	4,435,124,695	0	△ 6,107,275,115
減債積立金への積立	0	0	△ 1,672,150,420
資本金への組入	4,435,124,695	0	△ 4,435,124,695
処分後残高	43,192,750,335	658,706,607	(繰越利益剰余金) 0

第 1 号報告

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 2 号 報 告

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第3号報告

令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第 4 号 報 告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金及びメーター 使用料	条例第14条第1項第1号 （破産免責）	10件	26,857円
	条例第14条第1項第2号 （時効期間満了）	118件	380,961円
	条例第14条第1項第5号 （徴収停止後1年経過）	202件	345,062円
合計		330件	752,880円